

防医総総第163号

63.3.9

事務局 長
医学教育部 長
病 院 長
教 務 部 長 殿
学 生 部 長
図 書 館 長
高等看護学院 長

防衛医科大学 校長

防衛医科大学 校さわか行政サービス推進委員会
設置要綱について（通達）

改正 平成元年 5月29日
平成 7年 3月31日
平成 8年10月 1日
平成28年 3月31日
平成29年 3月30日
令和 5年 6月30日

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

防衛医科大学校さわやか行政サービス推進委員会設置要綱

(設置)

第1 防衛医科大学校（以下「大学校」という。）における行政サービスの向上を図る観点から、行政サービス業務の見直しを行うとともに、その改善施策を審議し推進するため、大学校に防衛医科大学校さわやか行政サービス推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、総務部長を、委員は総務課長、経理課長、厚生課長、主計課長、管理施設課長、医学教育研修センター事務長、病院事務部長、病院企画調整官、病院運営課長、防衛医学研究センター事務長、その他必要に応じ学校長が指名する者をもって充てる。

(運営)

第3 委員長は、委員を招集し、委員会の事務をつかさどる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係部課等に対し、関係職員の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第4 委員会は、審議結果を取りまとめ、学校長に報告するものとする。

(関係部課等の協力)

第5 関係部課等は、関係職員の出席、資料の提出等の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、事務局総務部総務課において処理する。

(委任規定)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(施行期日)

第8 この要綱は、昭和63年3月9日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年7月1日から施行する。